

## 第9章 我が国における 26MHz帯ラジオ・ブイの導入について(提言)

### 9.1 更なる情報の収集

#### 9.1.1 供試機の技術的データの提供

供試機の諸元の詳細、測定結果、諸外国における許認可資料についてメーカーから正確な情報の提供を受ける必要がある。また、周波数共用検討に必要な干渉実験データの提供を受ける必要がある。

#### 9.1.2 共用する周波数帯の利用状況

共用する周波数帯の既存免許人から周波数利用状況の詳細について情報の提供を受ける必要がある。

#### 9.1.3 26MHz帯ラジオ・ブイの使用エリア及び台数の精査

26MHz帯ラジオ・ブイが海上移動業務に与える干渉は、台数及び使用エリアに大きく依存するものであることから、希望する台数及び使用エリアの精査が望まれる。

#### 9.1.4 漁業用ラジオ・ブイの現状及び開発動向

漁業用ラジオ・ブイのシステム要件は、26MHz帯を使用しなくても実現し得る可能性があり、ラジオ・ブイ用の周波数が割り当てられている中波帯及び 40MHz帯においても新たな漁業用ラジオ・ブイの開発動向が存在し、また、無線局免許が不要な LPWA を用いたラジオ・ブイも開発されたところである(10.3 項参照)。さらに、近年では衛星ブイの導入も増加している中、多数の低軌道通信衛星を使用した新たな衛星通信システムの導入に向けた動きもある。このような干渉の恐れが低い他の周波数帯における今後の開発動向について留意する必要がある。

### 9.2 技術的検討

#### 9.2.1 電離層反射波

26MHz帯は、電離層反射による長距離通信も行われる周波数帯であることから、船舶局における海岸局及びラジオ・ブイからの電離層反射波の受信について検討する必要がある。

#### 9.2.2 26MHz帯ラジオ・ブイへの干渉

海岸局からの電波が 26MHz帯ラジオ・ブイの受信に与える干渉及びそれが漁業に与える影響について検討する必要がある。

#### 9.2.3 周波数間隔・ポイント

隣接周波数を割り当てた 26MHz帯ラジオ・ブイ間の干渉について検討の上、海上移動業務への影響を最小限とし、かつ、極力多くのラジオ・ブイを収容可能なよう周波数間隔・ポイントについて検討する必要がある。

#### 9.2.4 同一周波数のラジオ・ブイ間の干渉

同一周波数を割り当てた 26MHz帯ラジオ・ブイ間の干渉及びそれが漁業に与える影響について検討の上、海上移動業務への影響を最小限とし、かつ、極力多くのラジオ・ブイを収容可能なよ

う同一周波数の割当条件について検討する必要がある。

#### 9.2.5 技術的条件

空中線電力等の技術的条件を検討する必要がある。

#### 9.2.6 測定法

測定法を検討する必要がある。

### 9.3 導入に向けて

第5章における周波数共用検討において、一定の条件下であれば周波数共用は可能であるとの結果を得たことから、引き続き、当該条件に配慮しながら26MHz帯ラジオ・ブイの導入を検討することとし、まずは、極力影響が少ない周波数ポイントに限定し、他の無線局の運用に妨害を与えない場合に限り、他の無線局からの混信を容認することを条件として、試験的な導入を認めることが望ましい。その上で、使用周波数の拡大及び制度整備を検討することが望ましい。